警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律  
（死因身元調査法）

第４回大阪府死因調査等あり方検討会

資料３-2

平成25年４月施行

目的

警察及び海上保安庁が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定める。

これにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資する。

もって市民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

検査

警察署長は、法令に基づく報告又は届出に係る死体（犯罪捜査の手続が行われる死体を除く。）について、死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断その他の政令で定める検査を実施することができる。

解剖

警察署長は、取扱死体について、大学等に所属し都道府県公安委員会が認めた医師の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができる。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。